

第 67 号議案

滋賀県立学校事務専決規程の一部改正について

滋賀県立学校事務専決規程の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県立学校事務専決規程（昭和 48 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる個人情報の保護に関する事務

ア 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この号において「法」という。）に基づく保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求に対する決定および通知ならびに保有個人情報の開示、訂正または利用停止の実施

イ 法第 68 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

ウ 法第 75 条第 1 項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年滋賀県条例第 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

エ 法第 109 条第 1 項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第 2 項の規定に基づく行政機関匿名加工情報の提供

オ 法第 146 条第 1 項の規定に基づく個人情報取扱事業者等に対する報告の徴収または立入検査

付 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正、滋賀県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定および滋賀県個人情報保護条例の廃止等に伴い、個人情報に係る事務の内容に変更が生じるため必要な改正を行うもの。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり。

3 施行日

令和5年4月1日

滋賀県立学校事務専決規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 (専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づく次に掲げる個人情報保護に係る事務</u></p> <p><u>ア 保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求に対する決定および通知ならびに保有個人情報の開示、訂正または利用停止の実施</u></p> <p><u>イ 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の決定およびその実施</u></p> <p><u>ウ 個人情報取扱事務登録簿の作成</u></p> <p>(3)～(8) 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 次に掲げる個人情報の保護に関する事務</u></p> <p><u>ア 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この号において「法」という。)に基づく保有個人情報の開示、訂正または利用停止の請求に対する決定および通知ならびに保有個人情報の開示、訂正または利用停止の実施</u></p> <p><u>イ 法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告</u></p> <p><u>ウ 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第 号)第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成</u></p> <p><u>エ 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関匿名加工情報の提供</u></p> <p><u>オ 法第146条第1項の規定に基づく個人情報取扱事業者等に対する報告の徴収または立入検査</u></p> <p>(3)～(8) 省略</p> <p>付則 省略</p>